

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

平成12年7月14日横浜市情報公開・個人情報保護審査会決定  
平成14年9月13日改正  
平成17年4月8日改正  
平成18年4月12日改正  
平成20年7月1日改正  
平成28年4月1日改正  
令和5年3月23日改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成12年6月横浜市規則第120号）第7条の規定に基づき、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (諮問の手續)

第2条 審査会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第1項及び横浜市会の個人情報の保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号）第47条第1項の規定により審査庁又は議長（以下「審査庁」と総称する。）から諮問を受けるときは、当該審査庁に対して、諮問書と併せて、当該審査請求の対象となった開示請求又は訂正請求若しくは利用停止請求に関する資料及び行政文書の写しに開示・不開示の区分を示したものの提出を求めるものとする。

2 審査会は、審査庁に対し、前項の諮問を審査請求のあった日から30日以内に行うよう求めるものとする。

3 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく次の書面が審査庁に提出されたときは、その写しの提出を審査庁に対し、求めるものとする。

- (1) 法第30条第1項に定める反論書
- (2) 法第30条第2項に定める意見書
- (3) 法第32条第1項に定める証拠書類

4 審査会は、審査庁が法第31条に定める口頭意見陳述の手續を行ったときは、その要旨をまとめた陳述記録の写しの提出を審査庁に対し、求めるものとする。

### (主張書面等の通知)

第3条 審査会は、情報公開条例第25条の2第2項に定める通知をするときは、当該主張書面又は資料の写しを添えて行うものとする。ただし、当該主張書面又は資料に不開示情報が含まれる等通知すべき審査関係人に開示できない情報があるときは、この限りではない。

### (意見陳述の機会を与える者の数)

第4条 情報公開条例第25条第2項の規定により口頭で意見を述べる機会を与える者の数は、同条の補佐人を含め5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (提出資料の閲覧等)

第5条 情報公開条例第26条第1項の規定に基づき提出された主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付を求めようとするものは、審査会提出資料閲覧・写しの交付申出書（第1号様式）を審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 情報公開条例第26条第2項の規定による主張書面又は資料の提出人の意見の聴取は、審査会提出資料の閲覧等についての意見照会書（第2号様式）により行うものとする。

- 3 会長は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付の諾否について、審査会提出資料閲覧・写しの交付承諾回答書（第3号様式）又は審査会提出資料閲覧・写しの交付不承諾回答書（第4号様式）により、当該求めを行った審査関係人に通知するものとする。
- 4 会長は、主張書面又は資料の提出人から当該主張書面又は資料の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面又は資料について閲覧をさせ、又は交付をするときは、審査会提出資料の閲覧等の実施決定通知書（第5号様式）により、当該意見を提出したものにその旨を通知する。
- 5 会長は、第3項の規定による閲覧又は写しの交付の諾否について、直近の審査会に報告するものとする。
- 6 情報公開条例第26条第1項に定める電磁的記録に記録された事項を表示する方法は、市民局がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行う次の方法とする。
  - (1) 当該電磁的記録を用紙に出力する。
  - (2) 当該電磁的記録をディスプレイ（市民局が現に使用している専用機器に限る。）に出力する。
- 7 審査会は、主張書面又は資料の閲覧をするものが当該閲覧に係る主張書面又は資料を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該主張書面又は資料の閲覧を中止させることができる。
- 8 主張書面又は資料の写しを交付するときの交付部数は、当該主張書面又は資料1件につき1部とする。

（準用）

第6条 前3条の規定は、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問についての法第81条第3項の規定により準用される法第75条第1項、第76条並びに第78条第1項及び第2項の規定に係る手続について準用する。

（手数料の減免）

第7条 情報公開条例第26条の2及び横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第14条において読み替えて準用する同条例第3条の規定により交付に係る手数料の減額又は免除を受けようとするものは、第5条第1項に規定する審査会提出資料閲覧・写しの交付申出書（第1号様式）を提出する際に、併せて交付手数料減額（免除）申請書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、審査請求人等から前項の規定による交付手数料減額（免除）申請書（第6号様式）が提出された場合には、減額又は免除を行うか否か及び減額又は免除に係る金額を決定し、交付手数料減額（免除）実施通知書（第7号様式）又は交付手数料減額（免除）不実施通知書（第8号様式）により、当該審査請求人等に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規定による決定について、直近の審査会に報告するものとする。

（議事録の作成）

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）の議事録には、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記すものとする。

- 2 会議の議事録は、会議に出席した委員の確認を得て確定する。

（会議の非公開）

第9条 情報公開条例第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員から会議を非公開とする旨の発議があったときは、各委員の意見を求めるものとする。

(傍聴手続)

第10条 会議を公開する場合に、会議の傍聴を希望する者は、会場受付に傍聴申込書（第9号様式）を提出し、傍聴券（第10号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第11条 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付するものとする。この場合において、配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第12条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第13条 会長は、傍聴者が、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

2 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(部会)

第14条 第4条から第13条までの規定は、部会に調査審議させる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(出資法人等に対する異議申出に係る諮問案件の審議)

第15条 横浜市出資法人等の情報公開の推進に係る要綱第5条第4項の規定に基づく情報公開並びに横浜市出資法人等の保有する保有個人データの開示等に関する要綱第5条第4項の規定に基づく本人開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に係る異議申出について諮問を受けたときは、情報公開条例第24条から第27条まで及びこの要領に規定する審査請求の取扱いに準じて審議するものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年7月14日から施行する。

(横浜市公文書公開審査会不服申立審議要領の廃止)

2 横浜市公文書公開審査会不服申立審議要領（平成元年5月20日決定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条第1項）

審査会提出資料閲覧・写しの交付申出書

年 月 日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

氏名

審査請求人・参加人 郵便番号

住所

電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第26条第1項〔行政不服審査法第81条第3項により準用する同法第78条第1項〕の規定に基づき、次のとおり横浜市情報公開・個人情報保護審査会に提出された主張書面・資料の閲覧・写しの交付を申し出ます。

1 申し出る主張書面・ 資料の件名及び内容	
2 交付の区分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
3 備考	

- (注意)
- 1 審査請求人・参加人の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
  - 2 審査請求人・参加人が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記載してください。

(A4)

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長



審査会提出資料の閲覧等についての意見照会書

あなたが〔貴庁〕が 年 月 日に当審査会に提出した次の主張書面・資料について、審査請求人〔参加人、審査庁〕から、横浜市情報の公開に関する条例第26条第1項〔行政不服審査法第81条第3項により準用する同法第78条第1項〕の規定に基づく閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の求めがありましたので、当該審査請求人〔参加人、審査庁〕に対する当該主張書面・資料の閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕について、同条第2項の規定に基づき、意見を求めます。

つきましては、別紙「提出した審査会提出資料の取扱いについて」に記入し、年 月 日までに、持参又は郵送の方法で当審査会に提出してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることを御承知おきください。また、上記期限までにあなた〔貴庁〕の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる〔写しを交付する〕か否かを当審査会で判断することがありますので、御留意ください。

記

【例】

- ・ 審査庁が提出した弁明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担 当 :

連絡先 :

(別紙)

諮問第 号

提出した審査会提出資料の取扱いについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 御中

年 月 日

氏名

郵便番号

住所

電話番号

横浜市情報公開・個人情報保護審査会に 年 月 日に提出した〔具体的な主張書面・資料の名称を記入〕について、横浜市情報の公開に関する条例第26条第1項〔行政不服審査法第81条第3項により準用する同法第78条第1項〕の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写しを交付することは、

差し支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

( )

第3号様式（第5条第3項）

審査会提出資料閲覧・写しの交付承諾回答書

第 号  
年 月 日

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長



年 月 日に申出がありました主張書面・資料の閲覧・写しの交付については、  
次のとおり承諾することとしましたので回答します。

1 主張書面・資料の 件名		
2 閲覧又は写しの交 付の日時及び場所	日 時	年 月 日 時
	場 所	
3 備 考		

- (注意) 1 この回答書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。  
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を担当課  
(電話 ( ) ) まで連絡してください。

(A4)

第4号様式（第5条第3項）

審査会提出資料閲覧・写しの交付不承諾回答書

第 号  
年 月 日

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長



年 月 日に申出がありました主張書面・資料の閲覧・写しの交付については、  
次のとおり、不承諾とすることとしましたので回答します。

1 主張書面・資料の件名	
2 不承諾とする理由	
3 備 考	

(A4)

第 号  
年 月 日

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長



審査会提出資料の閲覧等の実施決定通知書

あなた〔貴庁〕から提出された次の主張書面・資料について、 年 月 日付けで審査庁〔審査請求人、参加人〕から横浜市情報の公開に関する条例第26条第1項〔行政不服審査法第81条第3項により準用する同法第78条第1項〕の規定に基づく閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありました。

当該主張書面・資料については、あなた〔貴庁〕から、 年 月 日付けの「提出する主張書面・資料の取扱いについて」により、閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求について、当審査会において審議した結果、審査庁〔審査請求人、参加人〕の閲覧〔写しの交付、閲覧及び写しの交付〕に係る利益を考慮すれば、閲覧を拒む正当な理由があるとは認められないと判断し、これを実施することに決定しましたので、通知します。

【例】

- ・ 審査庁が提出した弁明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担 当：

連絡先：

交付手数料減額（免除）申請書

年 月 日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 御中

氏名

郵便番号

住所

電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第26条の2及び横浜市行政不服審査条例第14条において読み替えて準用する同条例第3条の規定に基づき、1の主張書面・資料について、2及び3のとおり、交付に係る手数料の減額又は免除を申請します。

1 主張書面・資料の 件名	
2 減額又は免除を求 める額	
3 減額又は免除を求 める理由	① 生活保護法第11条第1項第○号に規定する扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。 ② その他

- (注) 1 ①又は②のいずれかに○印を付してください。  
2 ①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。  
3 ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

第7号様式（第7条第2項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長



交付手数料減額（免除）実施通知書

年 月 日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第26条の2及び横浜市行政不服審査条例第14条において読み替えて準用する同条例第3条の規定に基づき、次のとおり減額〔免除〕することとしましたので、通知します。

1 主張書面・資料の 件名	
2 交付手数料を減額 〔免除〕する額	
3 備 考	

(A4)

第 号  
年 月 日

様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長



交付手数料減額（免除）不実施通知書

年 月 日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第26条の2及び横浜市行政不服審査条例第14条において読み替えて準用する同条例第3条に規定する減額〔免除〕事由に該当しないため、減額〔免除〕しないこととしましたので、通知します。

1 主張書面・資料の 件名	
2 減額〔免除〕を求 める交付手数料の額	
3 減額〔免除〕しな い理由等	
4 備 考	

## 傍 聴 申 込 書

- 1 会 議 名 第 回横浜市情報公開・個人情報保護審査会（第 部会）
- 2 開催日時 年 月 日（ ） 時から

横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第10条第1項の規定に基づき、横浜市情報公開・個人情報保護審査会の会議を傍聴することを希望します。

なお、傍聴に際しては、（部）会長の指示に従い、次の注意事項を順守いたします。

申込者氏名

### 注意事項

- 1 会場の指定された場所に着席してください。
- 2 会場において、飲食及び喫煙はできません。また、（部）会長が許可した場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方その他（部）会長が会議の運営に支障があると認める方は、傍聴することができません。
- 4 傍聴者が、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をし、（部）会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。

第10号様式（第10条第1項）

（表）

第	号	傍	聴	券
横浜市情報公開・個人情報保護審査会（第 部会）（部）会長				

（裏）

傍聴される方へ

- 1 会場の指定された場所に着席してください。
- 2 会場において、飲食及び喫煙はできません。また、（部）会長が許可した場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方その他（部）会長が会議の運営に支障があると認める方は、傍聴することができません。
- 4 傍聴者が、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をし、（部）会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。